

林議員

說明資料

古材卸売業の内容例示の追加

環境省 リサイクル推進室

1 背景

わが国では、「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）」を制定し、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することを推進している。

同法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定）においては、循環型社会形成に向けて「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」が重点分野の 1 つとされている。その取組として、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）からなる 2 R 型ビジネスモデルの確立・普及を促進することが求められている。

2 古材のリユース

（1）古材とは

古材とは、一般的に古い木造建築物を解体することで得られる再利用可能な木製建材（三省堂スーパー大辞林 3.0 より引用）とされている。また、築 50 年以上経った伝統構法並びに在来工法の建物に用いられた国産木材と定義する法人もある（一社 古民家再生協会）。

（2）近年の古材活用の動向

古材のリユースは循環型社会の形成を推進するとともに、持続可能な生産と消費、気候変動への対策、経済成長と雇用など、持続可能な開発目標（SDGs）の多くのゴールの達成にも寄与する取組である（「古材リユースのすすめ」より引用）。

また、輸入に依存する森林資源の負担軽減に加え、輸入のための船舶利用や本来焼却されるはずだった古材の量の減少により二酸化炭素の排出抑制に貢献する。最近ではレストラン、コーヒーショップ、ホテルのほか、シェアオフィスなどの内装に国産古材が使われ始めている。木材の需給が世界的に逼迫して価格が急騰するウッドショックが起きていることに加え、急激な円安、空き家の急増という日本特有の社会問題も深刻化しており、古材の存在がクローズアップされている（NIKKEI The STYLE 2022.11.20 より引用）。

上述のような動向を裏付けるように、ある業界団体のデータによれば、近年の古材の販売額等は増加してきていることが伺える（別紙 1）。

このように古材のリユースは、循環型社会の形成や SDGs の達成にも関わる取組として近年注目されてきている。

3 日本標準産業分類における課題とその対処への方向性

（1）日本標準産業分類における現状と課題

現在は、古材に関する分類項目と内容例示がないため、その他の分類項目を除き、細分類「0611 一般土木建築工事業」、「0651 木造建築工事業」、「0661 建築リフォーム工事業」、「0781 床工事業」、「0782 内装工事業」、「0793 木製建具工事業」、「1211 一般製材業」、「5311 木材・竹材卸売業」、「5369 その他の再生資源卸売業」、「6094 建築材料小売業」、「6098 中古品小売業（骨とう品を除く）」のいずれかに分類される可能性があり、調査ごとに分類項目が異なっているおそれがある。

(2) 課題とその対処への方向性

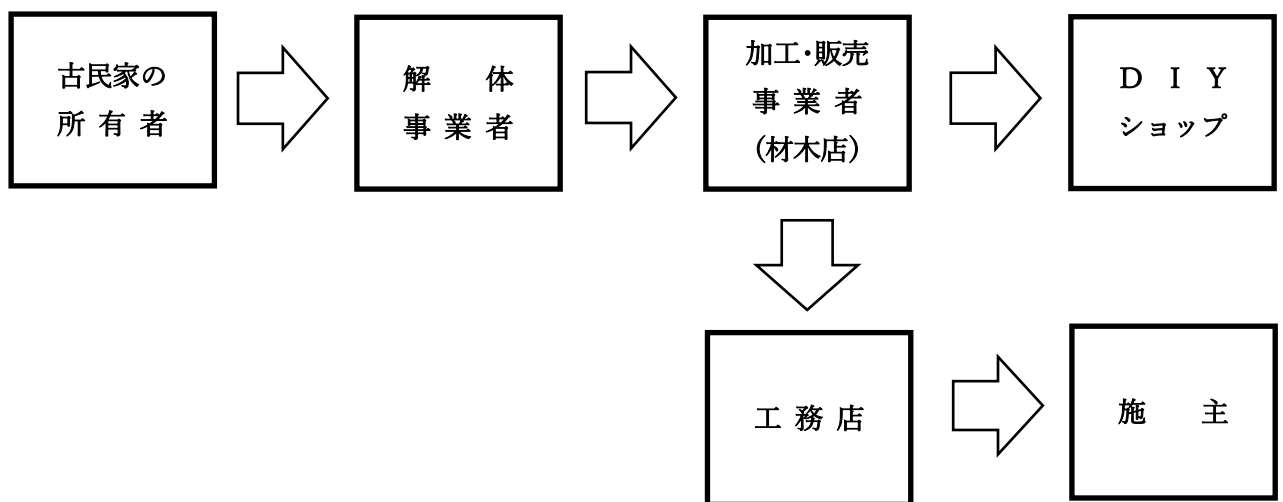
古材の経済実態を適切に把握できるようにするためには、特定の分類項目において内容例示を追加し、その位置付けを明確化することが効果的である。

4 内容例示（案）

(1) 古材に関わる主な業種

古材の流通に関わる産業は材木店や工務店などが多いと考えられ、古材の加工や工務店等への販売を行い、流通の中心的な役割を担う材木店には一定程度の専門が見込まれるため、古材卸売業としての内容例示の追加を提案する。

（参考）古材の主な流通経路（別紙2より引用）



(2) 内容例示の追加先（案）

中分類 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

小分類 536 再生資源卸売業

細分類 5369 その他の再生資源卸売業

主として繊維ウエイス、カレット（ガラスくず）、くずゴム及び他に分類されない再生資源を集荷、選別して卸売する事業所をいう。

建場業、同附随回収業も本分類に含まれる。

○繊維ウエイス問屋；くず繊維卸売業；ぼろ（繊維くず）卸売業；カレット（ガラスくず）卸売業；カレット（ガラスくず）集荷業；古ゴム問屋；古ゴム卸売業；古ゴム集荷業；くずゴム集荷業；建場業；仕切場；くず物回収業；プラスチック再生資源卸売業；**古材卸売業**

×廃プラスチック類処理業 [8822]；再生プラスチック成形材料製造業 [1851]；
廃プラスチック製品製造業 [1852]

(3) 今後の見込み

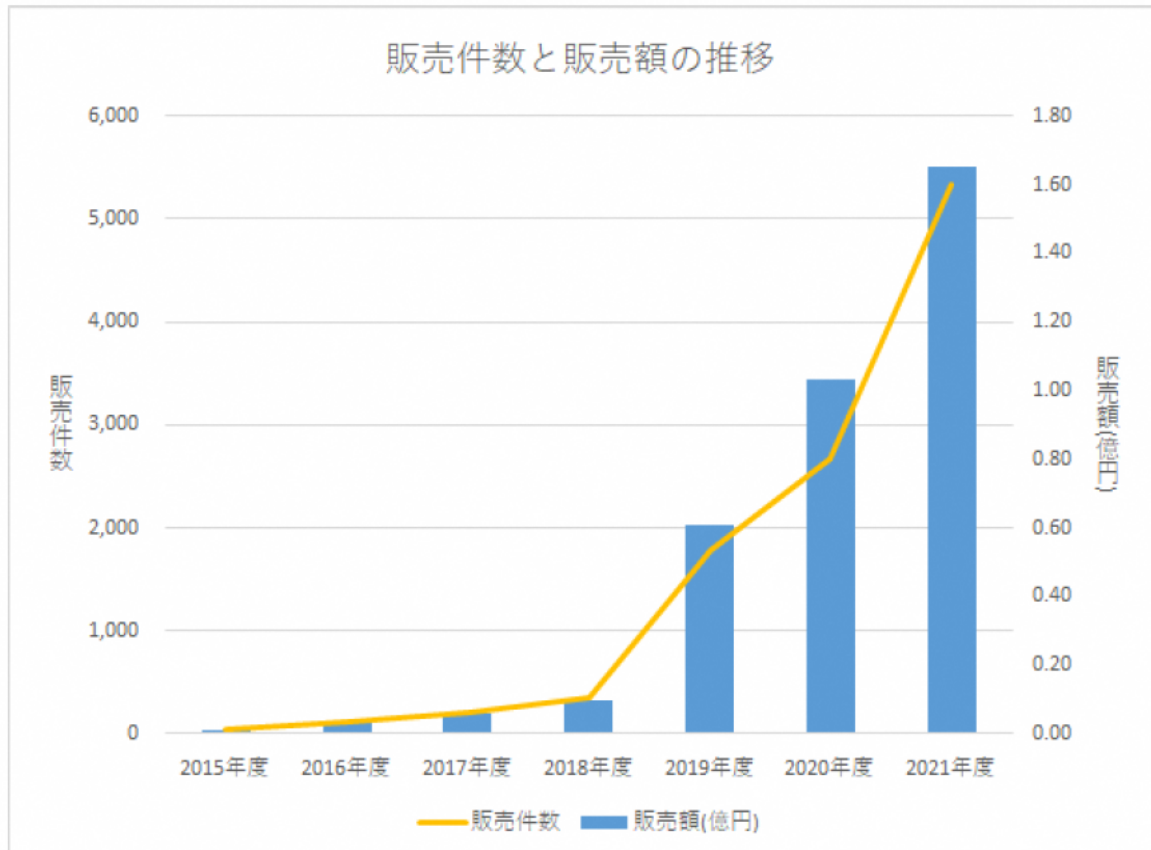
別紙1に示すように販売件数や販売額等がこれまでに増加してきており、今後もそのような傾向が見込まれる。

古材に関する近年の市場動向

1 基本事項

調査主体	一般社団法人全国古民家再生協会（会員企業数：394 社）
調査区域	全国（一般社団法人全国古民家再生協会の全会員企業）
調査年度	2015 年度～2021 年度
対象企業	古材取扱事業者

2 市場動向



年度	販売件数	販売額(億円)	問合件数	取扱企業数	従業員数
2015 年	35	0.01	350	35	81
2016 年	112	0.03	893	60	167
2017 年	198	0.06	2,016	96	288
2018 年	345	0.10	3,354	105	325
2019 年	1,789	0.61	6,406	126	414
2020 年	2,676	1.03	6,963	134	455
2021 年	5,325	1.65	10,850	175	533

3 参考（平成 28 年経済センサス - 活動調査）

再生資源卸売業

事業所数：11,062 事業所

従業員数：83,893 人

売上高：約 3.3 兆円



Reuse



古材リユース のすすめ

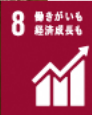
古民家の解体時に
古材を取り出し
再使用できます

皆さんは、古材というものを知っていますか？

古民家の解体時や改修時に、まだ使える材として取り出されたものを古材と言います。

使われなくなった古民家の解体事例は全国でも多数ありますが、これらの中には有効利用できるにも関わらず、廃棄されてしまっている材が含まれています。古材は安全性等を確認の上、材としてリユース（再使用）することができます。

古材をリユースすることは、循環型社会の形成を推進するとともに、持続可能な生産と消費、気候変動への対策、経済成長と雇用など、持続可能な開発目標（SDGs）の多くのゴールの達成にも寄与する取組となります。



古材ってどんなもの？

古民家の解体時等に、まだ使える材を取り出し、再使用するものです。

古民家の解体時や改修時に、まだ使える材として取り出されたものを「古材」と言います。古材は、加工・販売事業者（材木店）にて品質を確認され、安全に使用できるものがリユースされます。
多くの古材は国産の自然乾燥材です。

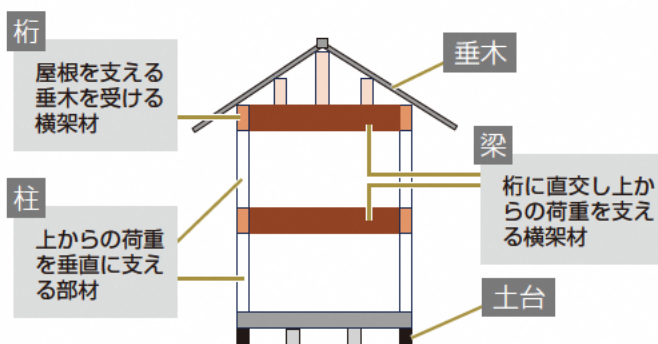


施主又は工務店等が、必要な古材を加工・販売事業者から購入し、住宅の建築やインテリアに用いられます。

古材ってどんなもの？

古材は主に住宅の梁・桁材と柱材に使用されています。

古材は住宅の中でも梁・桁材と柱材に主に使用され、これだけで建材利用の8割程度（材積ベース）を占めています（令和2年度の環境省のアンケート調査結果より）。
構造材としての利用以外にも、インテリア材、DIY・日曜大工での利用等、古材の特徴・魅力を踏まえて様々な利用方法が考えられます。



古民家をそのまま利用する「移築」

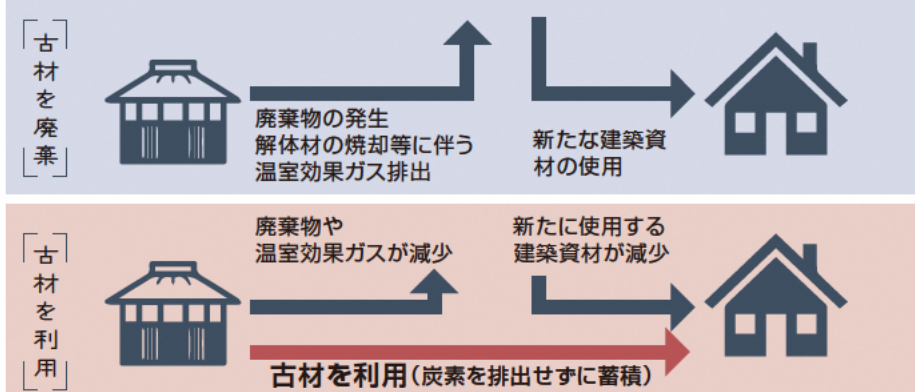


- 誰も住んでいる人がいない“空き家”が問題となっている地域も存在します。地方自治体の中には、そのような空き家の保全・移住・別荘利用の促進とともに、価値ある古民家の移築による活用を進めている例もあります。
- 移築では、古民家を手放したい人、利用したい人をマッチングするとともに、移築のパターンも、そのまま完全に移築するケースのみならず、部材だけや間取りの一部を再築するケース等様々あります。
- 近年では、日本の古民家を海外に移築する事例もあります。

古材を使うとどのような良いことがあるの？

廃棄物の削減や温室効果ガス排出抑制につながります。

古材をリユースすることで、廃棄物の発生量を削減できます。また、炭素を蓄えた木材を廃棄せずに、住宅に再利用することで、温室効果ガス排出量の抑制にもつながります。



古材の利用にはどのような方法があるの？

住宅の新築や、DIY・日曜大工での家具やインテリアの作製に使えます。

新築に使う場合は、設計をお願いしている建築士や工務店等に相談してみましょう。

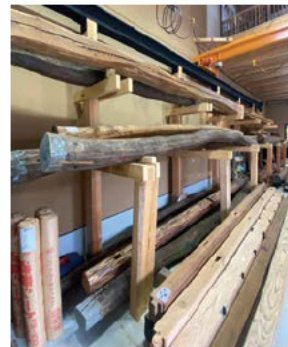
古材利用に関して、独自の基準やガイドライン・資格制度を運用し、専用の相談窓口を設けている民間の専門団体もあります。



梁に利用した事例



柱・梁に利用した事例



古材の倉庫の様子



古材を使ったフォトフレーム、椅子



経年による味わいなど、古材ならではの魅力があります



- 新材にはない、経年による味わいがあるなど、古材ならではの魅力があります。新材ではなかなか入手できないような、大きな木材が見つかることもあります。
- 工業製品とは異なり、それぞれ異なる歴史の味わいを持つことは古材の特徴と言えます。

古材利用時の留意点はあるの？

古材の状態等を踏まえて適材適所で活用する必要があります。

古材は大きさや品質、樹種等に応じて適材適所で活用することが必要です。
欲しい材が見つかるまで、時間が必要になることもあります。

古材利用時の留意点はあるの？

安全性に関して留意が必要です。

構造材やインテリア材としてリユースする場合は、安全性の観点から、古材の品質確認が重要です。加工・販売事業者がどのような検査・対策を行っているか、また、用途や利用方法に応じて建築基準法等の各種現行法令への適合の可否を建築士に確認すること等が必要です。（国内の建築物で利用する場合には、建築確認等の諸手続が必要になる場合があります。）



リユース（再使用）に向けた古材の状態確認



- 加工・販売事業者の中には、古材1点1点を鑑定し、PL法（製造物責任法）に基づく保証を付与し、万が一のトラブル時に購入者を守る取組みを導入している事業者もいます。
- 古材の品質調査としては、古材の強度測定（ヤング係数）、古材の含水率、外観確認（異物の混入の有無、洗浄の必要性の検討）等が挙げられ、調査により、材として十分活用できる品質であることを確認しています。

古材リユースの促進に向けて

ひと昔前、古材はリユース（再使用）することが当たり前でした。

古材にはケヤキやサクラ等、銘木と呼ばれる木材も多く、現在では入手困難な貴重なものも多数あります。また古材をリユースすることは、脱炭素社会の実現や循環型社会の形成に向けた、有効な取り組みの1つでもあります。
是非多くの方に“古材を使う”という選択肢を知っていただき、利用に向けた検討をお願いします。

発行



環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

協力



国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室

資料提供



一般社団法人全国古民家再生協会